

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月5日
【事業年度】	第29期（自平成18年6月1日至平成19年5月31日）
【会社名】	カッパ・クリエイト株式会社
【英訳名】	KAPPA・CREATE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 徳山 桂一
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
【電話番号】	048(650)5100
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長 中井 鉄太郎
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
【電話番号】	048(650)5100
【事務連絡者氏名】	取締役財務本部長 中井 鉄太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月30日に提出いたしました第29期（自平成18年6月1日至平成19年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(4) 記載省略

(5)～(6) 記載なし

（訂正後）

(1)～(4) 記載省略

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における取締役の選任決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(6) 社外監査役の責任免除

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額としております。これは、社外監査役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

以上